

大切な人を亡くした方々へ

目 次

はじめに 全国自死遺族連絡会 代表理事 田中幸子 2

Chapter 1

児童・生徒が亡くなられた場合 弁護士 細川 潔 4

Chapter 2

マスコミが押しかける？ 共同通信客員論説委員 佐々木央 6

Chapter 3

働く人が亡くなられた場合 弁護士 和泉貴士 8

Chapter 4

賃貸住宅で亡くなられた場合 弁護士 大熊政一 10

Chapter 5

精神科病院で亡くなられた場合 司法書士 斎藤幸光 12

Chapter 6

鉄道で亡くなられた場合 弁護士 甲斐田沙織 14

Chapter 7

警察における取り扱い 精神科医 竹島 正 16

コラム 自死遺族から自死遺族の方へ ① 明 英彦 17

Chapter 8

相続の手続き 司法書士 斎藤幸光 18

Chapter 9

見送ること 全国自死遺族連絡会 代表理事 田中幸子 20

コラム 自死遺族から自死遺族の方へ ② 明 英彦 21

同 上 ③ 同 上 22

悲しさや苦しさを話したいとき 23

相談先一覧 24

はじめに

一般社団法人 全国自死遺族連絡会
理事長 田中幸子

亡くなられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げます。
大切な人を突然、自死または自死かもしれないという形で亡くされた方は、病死や事故などによるお別れとは違った問題や困難に直面します。私たちはそれを経験してきました。

大きなショックと悲しみでいっぱいの中で、警察や学校、会社、行政機関などのたくさんの関係者がそれぞれの立場から、あなたに何かをするよう求めて、次々と事が進んでいきます。どう対処すればいいのか分からず、混乱して、後で悔やむような結果になったりすることも、少なくありません。

問題のそれぞれに相談機関や支援団体も存在しますが、それを知らずに一人で抱え込んで悩んだり、苦しんだりすることもあります。

学校で学んでいた人が亡くなった場合、いじめや、先生による不適切指導があったのではないかと思うことがあるでしょう。どうして亡くなったのか、本当のことを知りたいと思うのではないでしょうか。

働いていた人なら、ハラスメント被害や過労が原因かもしれないということもあると思います。

賃貸住宅で亡くなると、建物の価値をそこなったとして、損害賠償を請求されることがあります。鉄道でも鉄道会社に損害を与えたとして、賠償を求められることがあります。

葬送の手続きや相続についても、特別な困難が生じることもあります。

この冊子はこうした問題に対処するとき、あなたに保障されている権利や手続き、具体的な対処の方法をQ & Aの形で解説しています。支援や相談の窓口も紹介しました。

お読みになって分からないことや、もっと詳しく知りたい場合は、23、24ページにあるリストから専門機関につながることもできます。

この冊子が、あなたが直面する問題を解決する一助になりますよう、願っています。



小・中・高校に在学中のお子さんが亡くなった場合、どのような状況から命を落としてしまったのか分からぬことも少なくありません。それを知るための手続きや実際について説明します。



Q 中学生の息子が自宅で亡くなりました。原因を知りたいと思っています。学校などに調べてもらうことはできないのでしょうか。

A 子どもの自死や、自死かもしれない死亡事案があった場合、学校は「基本調査」をしなければならないことになっています。まず、学校に基本調査についての報告を求めましょう。調査をしていない場合は早急に行うよう求めましょう。

学校の設置者（自治体や学校法人）は基本調査の報告を受けて「詳細調査」に移行するかどうか判断します。また、保護者が要望すれば詳細調査を行うことになっています。基本調査が不十分だと感じた時は、詳細調査を行うよう要望しましょう。

Q 調査はどのように行われますか。

A 基本調査では全教職員や関係の深かった子どもへの聞き取り、指導記録の確認などが行われます。詳細調査では、遺族に対して調査の趣旨や手法、調査結果の公表の仕方などについて説明することになっています。

詳細調査では、心理の専門家や弁護士らを加えた調査組織（いわゆる第三者調査委員会）が、事実関係だけでなく、亡くなるまでの過程や心理を丁寧に探ることになっています。結果は報告書にまとめられ、遺族への説明が行われます。

Q 遺族としては調査結果を待っていいのでしょうか。

A 過去に、基本調査を適切に実施していないとか、その結果を遺族に丁寧に説明しないといったケースがありました。また、詳細調査で中立的でない調査が行われたり、遺族に進捗状況を説明していなかったりしたこともありました。

文部科学省の指針は、遺族の要望や意見を十分に聴き取って、配慮と説明をするよう求めています。遠慮せずに説明を求め、率直に要望や意見を伝えることが大切です。調査結果に「所見」という形で遺族の意見を付けることもできます。

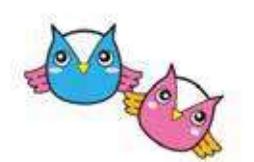
Q いじめられていたのではないかと思っています。

A いじめによる自死が疑われる場合は、いじめ防止対策推進法に基づいて、詳細な調査が行われることになっています。この調査が十分、尽くされていない場合には、いわゆる「再調査」をすることも定められています。

Q 調査の手続きや要望・意見の伝え方などがよく分かりません。調査組織の聞き取りに遺族だけで応じることにも不安があります。

A 経験のある人を「代理人」として認めてもらい、説明や助言を受けたり、聞き取りに同席してもらったりしたケースもあります。

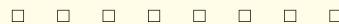
学校で学ぶ人が亡くなられたケースは、ほかのケースとは異なる対応が必要になってくる場面が多いので、学校問題に詳しい弁護士や全国自死遺族連絡会に相談するとよいでしょう。（細川）



マスコミが押しかける？

chapter 2

学校に在籍するお子さんが亡くなった場合、先生や教育委員会の職員から「公表するとマスコミが殺到して大変なことになる」と言われることがあります。



Q 中学生の子どもが亡くなりました。学校の先生から「保護者説明会をどうしますか」と聞かれています。「説明会を開いて自死ということを公表すると、マスコミが自宅に押しかけてきて、大変なことになる」とも言われました。説明会はやめた方がいいでしょうか。

A 結論から言うと、保護者説明会を開いて自死ということを明らかにしても、記者やリポーターが押しかけてくることはありません。ですので、保護者説明会を開いてもらうかどうか、そのときにどのように説明してもらうかということを決めるとき、マスコミのことを考えに入れる必要はありません。

Q よく新聞やテレビで、子どものいじめ自死事件について報道されています。マスコミが殺到して取材しているからではありませんか。

A 報道をよく見ると、ほとんどが「調査委員会を設置した」とか、「委員会の報告書がまとめた」といった内容です。もし、子どもの自死に取材が殺到するようなら、最近の日本では年間500人以上の小・中・高校生が亡くなっているのですから、もっと新聞やテレビで報道されていてもおかしくありません。子どもが亡くなった直後に取材が殺到して、自死の事実や状況、動機などを詳しく報じるという事態は起きていません。

Q 心配する必要は全くないですか。

A よほど社会的な注目を集めるようなケースでなければ、取材されることはないと思っていいでしょう。例えば、亡くなった人が有名人・公人であるような場合や、動機や方法などが世間の強い関心を呼ぶような場合に限られます。

そもそも国際的な報道指針が、自死に関しては抑制的に報じるよう求めていて、日本の新聞やテレビはそれを守っています。また、警察もほとんど発表しません。今は、遺族の方から報道してほしいと訴えない限り、記者やリポーターは動かないと考えていいでしょう。

Q それなら、なぜ先生は公表したらマスコミが押しかけると言うのでしょうか。

A 遺族のためを思って言っているというより、本当のことを隠したいという気持ちがあるのかもしれません。自死の背景として、学校がいじめを放置したとか、指導が不適切だったと指摘されるケースもあるので、事実を公表することで、自分たちの責任が追及されることになるのを避けたいという思いが働いている可能性があります。

Q では友達や保護者にはどう対応すればいいですか。

A マスコミのことは関係なく、親しかった友達やお世話になった人などに、本当のことを告げてお別れしてほしいと思うなら、そのようにしてください。どうするか決めるとき、お子さんだったらどうしたいと思うだろうということも、考えてあげてください。

Q 万が一、記者が来たらどうすればいいですか。

A 報道してほしくないなら、その記者に「報道しないでください」と意思をはっきりと伝えてください。それを無視して報じられることはありません。(佐々木)

企業などで働いている方が亡くなった場合、労働基準監督署によって業務が原因で死亡したと判断されれば、「労働災害（労災）」として認定される可能性があります。この場合、年金や一時金が支払われ、ご遺族の経済的な負担を和らげることにもつながります。ご遺族が活用できる制度手続きなどについて、ご紹介します。



Q 勤務先の会社で取締役をしている夫が単身赴任先のアパートで自死によって亡くなりました。遺された日記には「工場長に就任したがトラブル続きで目標達成が困難」「生産計画自体が達成不可能」「毎日12時を過ぎないと帰れない。土日も出勤している」との記載がありました。労災申請は可能でしょうか。

A このケースは業務が原因で死亡した可能性が高く、労災申請を検討した方が良いと思われます。労災が認められるには、労働基準監督署から認定を受ける必要がありますが、「仕事がどれほど大変だったか」を裏付ける資料がないと難しい場合もあり、パソコン、スマートフォン（携帯電話）、手帳などの証拠を集めて保管することが重要です。場合によっては、業務日報や会議の記録など、労働時間や業務内容が分かる資料の提出を勤務先に求めることになりますが、勤務先が拒否した場合、証拠保全手続などの裁判手続きが必要な場合もあります。早めに労災事件に対応できる弁護士に相談するのをお勧めします。労災申請の準備から労働基準監督署の審査まで、2年程度かかる場合もあります。

Q 勤務先の社長から「300万円支払うので労災申請をしないでほしい」と言われました。子どもが3人おり、生活のためにも労災

申請したいのですが、どう対応したら良いのでしょうか。

A 即答せず、弁護士など専門家と検討した上で回答する方が良いです。労災保険は、亡くなった方の収入にご遺族が依存して生活していた場合、失われた生活費を補填する制度です。支給額は1日の平均賃金を元に決まります。たとえば、月給から計算して日割り賃金が1万円とすると、奥様とお子さん3人に対し、1万円×245日分=245万円が毎年支払われます（日数は遺族が1人だと153日、2人だと201日と、遺族の人数に応じて変動します）。社長の提示額では1年分程度にとどまるので、金額のみで見た場合、社長の申し出は妥当とはいえないでしょう。

Q 夫は死亡当時、取締役の立場でした。労災申請は可能でしょうか。

A 労災保険は労働者やその家族の生活を守る制度で、原則的に会社経営者である役員には適用されません。ただ、中小企業などでは出退勤時間や勤務場所が固定されていたり、業務内容も工場作業や他の管理職と同一業務だったりと、実際の業務内容が労働者と変わらない取締役や役員も少なくありません。そうした場合は、肩書ではなく業務実態に基づいて労災の判断が行われるため、労災認定される可能性もあります。

Q 労災申請だけでなく、会社に対して損害賠償請求を行うことは可能でしょうか。

A 労災保険制度は原因を作り出した会社が責任を負うべきかを判断する制度ではないため、ご遺族が勤務先の責任を追及したいと考える場合は、労災申請とは別に、民事訴訟を通じて会社への損害賠償請求を行うことができます。この際は、勤務先が労働者の業務負担を軽減する対応を採らなかった等、会社の過失を裏付ける主張や証拠の提出が新たに必要となります。（和泉）



亡くなった場所が賃貸の部屋だった場合、損害賠償を請求されることがあります。どう対応すればいいのか説明します。



Q 借りていた部屋で息子が亡くなりました。後日、家主側から請求書が届き、クリーニングや改修の費用、家賃補償など多額の損害賠償を求められました。

A まだ心の整理ができていない遺族にいきなり損害賠償を請求されることがしばしばあります。言われるまま、支払いに応じないようにしてください。損害賠償の支払いを免れることができる場合もあるし、支払い義務がないという主張が成り立つ場合もあります。賃貸契約の連帯保証人になっているかどうかが、ひとつの分かれ目です。

Q 連帯保証人になっていない場合はどうなりますか。

A 連帯保証人になっていなくても、連帯保証人がいない場合、親が相続人として損害賠償義務を相続することができます。親が相続人になるかどうかは、息子さんに妻や子どもがいるかどうかによります。

相続人になった場合、息子さんに見るべき資産がなかつたり、借金を抱えたりしている時には、相続放棄をした方がよい場合もあります。相続の開始を知ったときから3ヶ月以内に家裁に申し立てをしなければなりません。

Q 連帯保証人になっている場合はどうなりますか。

A 連帯保証人になっている場合、家主からの請求を受ける立場になります。ただ、連帯保証契約で具体的な金額を定めていない場合は、契約は無効となり、連帯保証人は損害賠償義務を負わないことになっています。

Q 損害賠償義務がある場合は請求全額を支払わなければなりませんか。

A 請求額が適正で妥当なものであるか、十分検証する必要があります。請求される主な項目のうち、クリーニング費用や改修費用は、汚損したり破損したりした場所以外についても広く請求されれば、過大請求として支払う必要がありません。

家賃補償はおおむね家賃の2年分ぐらいが認められることが多いでしょう。しかしそれ以上に長い期間の家賃分とか、隣室や上下階の部屋などの家賃補償は過去の裁判でも認められていません。

言いなりに支払うのではなく、自死問題に詳しい弁護士や司法書士などの法律専門家、あるいは自死遺族の自助・支援団体に相談してから返事をした方がいいでしょう。(大熊)

□ 遺体発見が遅れた場合

Q 息子が賃貸アパートで亡くなったのですが、死後、数週間以上経過していて、遺体がいたんでいました。家主側からは損害賠償請求すると言って来ました。

A 遺体の損傷がひどいときには、亡くなっているのが本当に息子さん本人であるのか、身元確認のため警察がDNA鑑定を行うことになります。結果が出るまでに1~2ヶ月もかかることがあります。結果が出るまでは、亡くなったのが息子さん本人なのか確定できないし、そもそも自死なのか病死なのか、事件に巻き込まれたのか断定できないこともあります。

家主側から請求があっても、事実関係が未確定なので対応が決められないとして、返事を待ってもらう必要があります。鑑定や調査の結果、息子さんが自死したと確認された後は、前の質問に対する答と同じアドバイスとなります。(大熊)



精神科病院に入院中に亡くなられた場合、なぜ命を救ってくれるはずの病院で命を落としてしまったのかと悔しく思う方も少なくありません。



Q 精神科病院に入院中の家族が自死しました。自死を防げなかつた病院に責任を問うことはできますか。

A まず精神科における自死の全般的な状況を説明します。自死は、精神科における三大事故の一つであると言われています。精神科の三大事故とは①自死、②患者間傷害、③不慮の事故（転倒・誤嚥等）であり、日本精神神経学会のシンポジウムで「自殺事故は全国的に、毎年精神科病院で発生する事故の約4分の1を占めている」と発表されています。この発表から、精神科病院に入院している患者の自死は、かなりの頻度で起きていることがうかがえます。

Q 病院に自死を防ぐ義務はないのですか。

A 病院や担当医師は、患者との診療契約に基づき、自死を防止する「安全配慮義務」を負っています。そして「自傷他害のおそれ」のある患者については、医療または保護のために欠くことができない場合、行動制限を行えることになっています。**希死念慮**（死にたいという気持ち）が切迫している場合には「隔離」が許され、希死念慮が著しく切迫している場合には「身体拘束」もできることになっています。

Q 亡くなった家族の場合、希死念慮**がありました。**

A 隔離や拘束は、他に方法がない場合の例外的な処置とされ、その処置も最小限度であることが求められています。なぜなら、入院患者の処遇は、患者の尊厳を尊重し、人権にも配慮しなければなら

ないからです。患者の自由を尊重するという考え方からは、患者に**希死念慮**が見られるという理由だけで持ち物を制限して保護室に入れたり、身体拘束したりすることは、行き過ぎと評価されます。

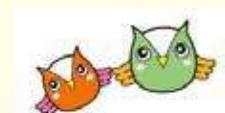
Q 結果として命を守ってくれなかったことに納得できません。

A 自死の危険が切迫していることが明らかな場合に、自死を防ぐための対処を病院が怠り、死という結果を招いた場合には、安全配慮義務に違反したと評価されることもあり得ます。

Q どうすればそれを認めてもらえますか。

A ご家族が入院していた病院の法的な責任が認められるためには、ご家族の病状や診療経過、自死に至る経緯、**希死念慮**の切迫性や明白性、医師の医療行為や看護体制といった事実関係を明らかにする必要があります。その事実関係に基づいて、明らかに自死の危険が迫っていたのに、病院が適切な措置を怠ったということを示す必要があります。

病院に対する法的責任の追及は、専門性も高く、証拠収集も簡単ではないので、専門家のサポートが必要です。早い段階で弁護士などの専門家に相談されることをお勧めします。（斎藤）



鉄道の駅で自死される方も少なくありません。その後、鉄道会社から莫大な金額の損害賠償請求を受けるのではないかと心配するご遺族もいます。実際はどうなのでしょうか。



Q 警察から「家族が線路に飛び込んで亡くなった。自死と考えられる」と連絡がきました。鉄道会社から1000万円単位に及ぶ莫大な請求をされるという噂を聞いたのですが、本当でしょうか。

A 鉄道会社から損害賠償請求を受ける場合、損害に応じて、請求額は数十万円から数百万円の範囲であることがほとんどです。1000万円に及ぶ請求はほぼありません。

警察からご遺族の住所や連絡先を鉄道会社に伝えてよい、同意の確認を受けることがあります。同意する義務はありません。すぐ返答せず、弁護士などに相談することをお勧めします。

Q 損害賠償請求を受けた場合はどう対応したら良いのでしょうか。

A 請求された額をすぐ支払うのではなく、請求された費目を確認して鉄道会社と交渉しましょう。鉄道会社は当初、損害の内訳を明らかにせず、一括請求してくることが多いです。請求費目を明示してもらい、どのような根拠に基づいて請求しているか、自死と関連のない請求が混ざっていないなどを確認し、根拠と金額を確認した上で、理由のない部分は拒むことになります。

自死した家族が精神疾患を患っていて正常な判断ができなかったといったケースなどは、損害賠償義務が生じない場合があります。

Q 自死した家族に財産が乏しく、自死した家族の財産で損害賠償額を支払うことができません。どのように対応したらよいのでしょうか。

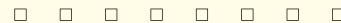
A 自死した家族に損害賠償を行うだけの財産がない場合、家庭裁判所に申し立てて相続放棄を行う方法があります。裁判所に受理された場合、ご遺族が損害賠償義務を負うことはありませんが、相続放棄は行える期間が限られています。原則的には「被相続人（自死した家族）が亡くなった時」あるいは「自身が相続人であると知った時」から3ヶ月以内です。

自死した家族本人の経済状況（預貯金や借金、損害賠償額）の確認に時間がかかる場合、裁判所に相続放棄の熟慮機関の期間伸長や限定承認の手続きを行うことができます。

鉄道会社から請求を受けた場合でも、適切に交渉することで、最初に請求された額よりも大幅に減額した和解ができることがあります。（甲斐田）



自死の場合、警察が関与することになります。突然のできごとで訳が分からぬまま進められたと思う方もいるでしょう。その流れを説明します。



Q 警察における自死の取り扱いはどのようなものですか。

A まず「医師は、死体または妊娠4月以上の死産児を検査して異状があると認めたときは、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない」(医師法21条)とされています。これを「異状死」といい、自死は異状死のひとつになります。

Q 異状死はどんな取り扱いになりますか。遺体はいつ引き渡してもらえますか。

A 異状死の取り扱いの流れは、①犯罪死体(犯罪によることが明らかな場合)、②変死体(犯罪による疑いがある死体)、③その他の死体によって異なります。

①の場合、刑事訴訟法による検証・実況見分のうえで、司法解剖が行われます。司法解剖とは鑑定処分許可状に基づき行う解剖です。

②の場合、刑事訴訟法による検視のうえで、司法解剖や死因・身元調査法に基づく調査法解剖などが行われます。調査法解剖とは、死因がはっきりしない遺体について、死因を詳しく調べるために警察などの判断で行う解剖です。

③の場合、死因・身元調査法による調査や検査が行われます。また、調査法解剖や、監察医制度のある地域では監察医による解剖が、監察医制度のない地域では遺族の承諾による解剖が行われることがあります。

自死の場合、いずれに該当するかによって、取り扱いの流れが異なります。遺体の引き渡しはこれらの後になりますので、その時期も異

なります。以上の内容は警察庁の「警察における死体取扱いの流れ」とする文書に図表でしめされていて、文書名で検索すればWEB上で読むことができます。(竹島)

コラム 自死遺族から自死遺族の方へ ①

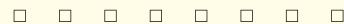
周囲の人とのこと

私は、2005年に19歳の一人娘を自死で亡くしました。私たち自死遺族は、様々な場面で正解のない対応を迫られることになります。これまでお聞きした自死遺族の経験をもとに、そのいくつかをご参考までに述べさせていただきます。

この衝撃的な出来事から間もないうちには、周囲の人たちからの言動がズブズブと突き刺さってきます。善意の慰めであっても、素直に受けとめられないこともありますが、時の経過とともに少しづつ、聞き流せるようになります。

難しいのは、死因を伝えるかどうかです。やりばのない悲しくて辛い思いを、「この人なら」と信頼している友には伝えたい…。そう思われるのは当然です。ただし、厄介なことがあります。私たちは感情の波が付き物だということです。その時は良かれと思っても、後で後悔することも。打ち明けられた相手も、平静ではいられないでしょう。とっさに出たその方の言葉が、思いがけず突き刺さってしまうことも。ですから、「話したい」と強く思われた時、ひと呼吸おいてみるのも、対処法かもしれません。(明)

家族が急に亡くなつて相続の手続きをする必要があると言われても、どうしてよいのか分からぬことが多いと思います。相続の流れを説明します。



Q 自死の場合の相続は、病死などと比べどんなことが違いますか。

A 自死は、遺された人にとって突然の出来事です。故人も死の準備をして遺言書を書いているようなことは少なく、故人の意向が分からぬのが普通です。遺産や負債も不明なことがあります。

Q まず、どうすればよいですか。

A ①法定相続人は誰か、②遺産と負債はどのようなものがあるかの2点を調べる必要があります。

Q 法定相続人とは何ですか。

A 民法で定められた相続人です。調べるには、故人が生きてから亡くなるまでの戸籍謄本全部を取ります。さらに法定相続人の戸籍も取って、法定相続人が確定します。(外国籍の場合は別な方法によります)

Q 遺産と負債はどのように調べますか。

A 遺産には、①不動産、②預貯金や投資信託、③その他の財産があります。

不動産を調べるには、固定資産税の納税通知書や権利証などを探しります。預貯金や投資信託は、通帳や金融機関からの通知書などを探しります。その他の財産としては、他人への貸金や出資金などが考えられます。いじめやパワハラ、過労死といった損害賠償請求権がないか確認することも大切です。こうした権利も相続の対象になるからです。

負債については、金銭の借用書やカードの利用記録、請求書、口

座の入出金記録などで調べます。郵便物をチェックする必要があります。また、賃貸住宅における自死の場合のように、故人が損害賠償の義務を負う場合、その義務も相続対象になります。

Q 借金が多いと分かったら、相続しないことも可能ですか。

A 相続人の選択肢として①単純承認、②限定承認、③相続放棄の三つがあります。単純承認とは故人の遺産と負債の一切を引き継ぐこと、限定承認は故人の遺産で支払える範囲で負債を支払うこと、相続放棄は遺産も負債も引き継がないということです。

単純承認の場合、遺産よりも負債が多ければ、相続人自身の財産から負債を支払う義務を負うことになります。限定承認をすれば、故人の財産を越える負債を相続人が支払う義務はありません。相続放棄をすると、故人の負債を支払わずに済む代わりに、遺産があつても相続できません。故人の損害賠償の権利についても相続できません。

相続人が限定承認や相続放棄をするには、相続が開始したことを知ってから3ヶ月以内に、家庭裁判所に申し立てをしなければなりません。3ヶ月以内に決められない事情がある場合、期間の延長を認めてもらうことも可能です。

相続放棄しなかつた場合、または、相続財産の処分などをした場合、単純承認したことになり、故人の遺産と負債の全部を相続人が引き継ぎます。

相続に必要となる調査を行い、どの選択肢を選ぶか決定することは、容易ではありません。とりわけ心身ともに疲弊している自死遺族にとって、相続をめぐる課題に対処してゆくのは困難だと思われます。弁護士や司法書士などの専門家に相談し、最も適切と思われる選択をされるようお勧めします。(斎藤)



Q 葬祭費用の負担が心配です。

A 亡くなった人が国民健康保険や健康保険組合に加入していれば、葬祭費用や埋葬料が支給されます。生活保護の受給者であった場合は、福祉葬費で葬儀や火葬ができます。

Q 遺骨の埋葬や納骨などのちがいや方法が分かりません。

A 土の中やお墓に遺骨をおさめることを「埋葬」と言います。これに対して「納骨」というのは寺院や靈園に遺骨を預けることです。

Q 親族から分骨を求められました。遺骨をあまり分散させたくないありません。

A 遺骨を分けず、その後にトラブルになったケースもあります。自分だけの思いで判断せず、葬儀社や宗教者も交えて話し合うことをお勧めします。第三者を交えて話し合うことでトラブルも防げます。また、亡くなった人の気持ちも思って、遺骨を分けることにはあまり消極的にならないで話し合いに臨むことが大切です。分骨の方法としては、ペンダントや指輪または宝石ケースなどに分けることもできます。(田中)



家族とのこと

「遺された私たち家族が寄り添って、なんとか乗り越えたい。」
自死遺族の一人としても、切に願わざるを得ません。ただ、注意していただきたいことがあります。

1つ目。自死遺族にはどうにもならない「怒り」が沸き上がります。それが自分に向かうと、「なぜ気づけなかったのか」「なぜ防げなかったのか」強い後悔と自責の念となって沸き上がります。一方、外に向かうこともあります。特に、近しい家族です。たとえば、他の家族に「心配をかけてはいけない」と思って平静を装う方に対して、「悲しくないのか」と声を荒げてしまう…。子供を亡くされたご夫婦の関係が険悪になる場合もあり得ます。怒りの発露は、悲しみや辛さを一時的に覆ってしまう面もあり、コントロールは厄介です。難しいことですが、互いを思いやりつつ適度な距離感を取りたいところです。

2つ目は、同じ家族であっても、立場によって異なる思いを抱きます。亡くなられた方の母親、父親、パートナー、兄弟姉妹、子供、それぞれ思いは微妙に異なります。若い自死遺族のなかには、自分の感情に蓋をする方も少なくありません。この出来事は封印して、前だけを向いていたい。これは自己防衛といえるでしょう。若い方は、この先も長い道を歩んでいかなければなりませんから。

兄弟姉妹のある子供を亡くされた親にとって、遺された子供さんることは大変ご心配でしょう。であっても、どのように話せばよいのか躊躇してしまう、話しても曖昧な返事しか返ってこない。難しいところです。でも、お子さんは親のことを心配しておられます。「普通のふりをして、生きていきます。」若い方からお聞きした、忘れられない言葉です。(明)

自分自身と「本人の会」

時を経ない間の自死遺族は、心身ともに不安定です。先のことを考えると余計に不安がつのります。一日一日、自分自身をなんとか誤魔化して、しのいでください。先延ばしできることは先送りして。取り戻せない決断は、控えられた方が良いでしょう。ただし、自死の背景に職場や学校の問題が疑われる場合は、早急に対処しなければなりません。それも辛いことです。

家族にすら（家族だからこそ）、素直な気持ちは口に出せない。同じ体験をした人に会いたい。先を歩く人の思いを知りたい…。愛する人に自死で先立たれた、その悲しいご縁だけに導かれて集まり、思いをわかちあう会があります。自死遺族だけで運営する自助グループ。「本人の会」です。

どんなことにどんなふうに悩み苦しんだかを、互いに飾りのない言葉で語りあいます。涙で言葉に詰まっても、誰も気にしません。共感できないこともあるでしょうが、違いも糧になります。間もない参加者は「私が一番苦しい」と思いがちですが、「そういう方もおられるのか」と自分の思いを相対化できるからです。わかちあいを通して、この出来事にどのように向きあうか、そのヒントを一人ひとりがつかんでいきます。それは、生きなおす力を培っていくことにつながります。

残念ながら、「本人の会」は多くありません。お近くにない場合は、全国自死遺族連絡会にお問い合わせください。私たちは、自死遺族による自死遺族のためのネットワークです。（明）

○厚労省「こころの耳」の「残されたご家族へー自死遺族の方へ」
のWEBページ 全国の相談機関を紹介しています
「厚労省／こころの耳／自死遺族」で検索

○全国自死遺族連絡会

自死遺族による自死遺族のためのネットワーク
この冊子の作成者です

○学校事件・事故を語る会

○安全な生徒指導を考える会

学校の不適切指導によって子どもが自死した遺族の会

○全国自死遺族総合支援センター（グリーフサポートリンク）

○国際ビフレンダーズ大阪自殺防止センター

○自死・自殺に向き合う僧侶の会

○生と死を考える会

○ナインの会

キリスト教信徒の自死遺族の会

○グリーフケア・サポートプラザ

○日本臨床心理士会



相談先一覧

○自死遺族等の権利保護研究会

(全国自死遺族相談支援センター)

専門家と自死遺族協働の相談機関

○過労死110番全国ネットワーク

過労死弁護団全国連絡会が運営

○学校事件・事故被害者弁護団

○日本学生支援機構

奨学金や学生生活の支援について相談できます

○日本社会福祉士会

○日本司法書士会連合会

*順不同。それぞれの団体名で検索し、ホームページで
相談できる内容や時間などを確認してください

